

職員の人事行政の運営状況をお知らせします

平成22年度および平成23年度の職員の人事行政の運営状況の概要は次のとおりです。なお、詳細は、市ホームページ (<http://www.city.ushiku.ibaraki.jp/section/soumu.htm>) で公表を予定しています。

公表事項の内容は、市総務課(☎内線1011)までお問い合わせください。

職員数の状況

●部局別職員数(各年4月1日現在)

(単位：人)

区 分	条例定数	平成23年	平成22年	増減数	備 考
議会	6	3	3	0	※職員数は常勤職員で、休職者・派遣職員を含みます。ただし、市長、副市長、教育長を除いています。
市長部局	390	315	324	-9	
監査委員	4	2	3	-1	
教育委員会	140	52	53	-1	
農業委員会	5	3	3	0	
計	545	375	386	-11	

●部門別職員数(各年4月1日現在)

(単位：人)

区 分	平成23年	平成22年	増減数	備 考
議 会	3	3	0	<ul style="list-style-type: none"> ・部門別職員数は、兼務をしている職員については主たる業務での計上となりますので、必ずしも部局別職員数とは一致しない場合があります。 ・職員数は一般職に属する職員数であり、休職者、茨城県などへの派遣職員を含み、臨時・非常勤職員を除いています。 ・一般行政部門とは、特別行政部門、公営企業等会計部門以外の部門で、特別行政部門は教育の部門、公営企業等会計部門は下水道、国民健康保険、青果市場、介護保険、企業誘致、後期高齢者医療保険の部門をいいます。 ・職員数は市長、副市長、教育長を除いています。
総 務	83	85	-2	
税 務	36	35	1	
労 働	1	1	0	
農林水産	11	12	-1	
商 工	4	4	0	
土 木	47	48	-1	
民 生	76	79	-3	
衛 生	34	37	-3	
一般行政部門計	295	304	-9	
教 育	52	53	-1	
特別行政部門計	52	53	-1	
下水道	6	7	-1	
その他	22	22	0	
公営企業等会計部門計	28	29	-1	
総合計	375	386	-11	

●年齢別職員数の状況

(平成23年4月1日現在)

(単位：人)

年齢区分	行政職Ⅰ	行政職Ⅱ	計
24～25歳	1	0	1
26～27歳	3	0	3
28～29歳	6	0	6
30～31歳	11	0	11
32～33歳	21	0	21
34～35歳	22	0	22
36～37歳	23	0	23
38～39歳	18	0	18
40～41歳	15	0	15
42～43歳	20	0	20
44～45歳	26	1	27
46～47歳	23	0	23

年齢区分	行政職Ⅰ	行政職Ⅱ	計
48～49歳	34	2	36
50～51歳	42	0	42
52～53歳	30	0	30
54歳	16	1	17
55歳	17	1	18
56歳	12	1	13
57歳	6	4	10
58歳	6	1	7
59歳	8	4	12
計	360	15	375

※任期付職員含む。

●級別職員数などの状況

①行政職Ⅰの級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	①主事、技師、保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、管理栄養士および栄養士の職務②主事補および技師補の職務	6人	1.67%
2級	高度な知識または経験が必要とする主事、技師、保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、管理栄養士および栄養士の職務	5人	1.39%
3級	①主査の職務②主任の職務	199人	55.28%
4級	①課長補佐の職務②副参事の職務	97人	26.94%
5級	①課長の職務②参事の職務	37人	10.28%
6級	①次長の職務②理事の職務	9人	2.50%
7級	部長の職務	7人	1.94%

②行政職Ⅱの級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	①一般技能職員(物の製造もしくは修理または機器の運転もしくは操作に従事する職員をいう。以下同じ)の職務 ②調理などの家政的業務を行う職員(以下「家政職員」という)の職務 ③自動車運転手の職務 ④用務員、労務作業員など(以下「用務員など」という)の職務	0人	0%
2級	経験を有する前記の職	0人	0%
3級	相当な技能または経験を必要とする前記の職	15人	100%

職員の任免に関する状況

●採用者数の状況(平成22年度) (単位:人)

区分	試験採用	選考採用	再任用	計
一般行政職	9	3	0	12
技能労務職	0	0	0	0
計	9	3	0	12

●採用者数の状況(平成23年4月1日付け) (単位:人)

区分	試験採用	選考採用	再任用	計
一般行政職	2	0	0	2
技能労務職	0	0	0	0
計	2	0	0	2

●競争試験の実施状況(平成22年度)

正規職員の競争試験を実施。(一般事務職、土木職、建築職)

●競争試験の実施状況(平成23年4月1日付け)

正規職員の競争試験を実施。(一般事務職、学芸員)

●選考採用の状況(平成22年度) (単位:人)

区分	市長部局	教育委員会	計	備考
正規職員	1	0	1	
任期付職員	2	0	2	
計	3	0	3	

※正規職員は、県警からの派遣職員。任期付職員は、危機管理官を2人採用。

●職員派遣の状況(平成22年度)

派遣先	人数	期間	備考
茨城県広報広聴課	1人	2年	対等人事交流
茨城県地域計画課	1人	2年	〃
茨城県土浦保健所	1人	2年	〃
茨城県市町村課	1人	1年	実務研修生
茨城県下水道課	1人	2年	〃
県南県民センター建築指導課	1人	6カ月	〃
茨城租税債権管理機構	1人	2年	〃
社牛久市社会福祉協議会	1人	2年	

●退職者数の状況(平成22年度) (単位:人)

区分	定年	勸奨	その他	計
一般行政職	3	4	3	10
技能労務職	3	0	0	3
計	6	4	3	13

●障害者の任用状況(各年6月1日現在)

区分	法定雇用率	平成23年	平成22年
市長部局	2.10%	2.24%	2.17%
教育委員会	2.10%	3.77%	3.70%
合算分	2.10%	2.49%	2.41%

※8ページへ続く。

給与の状況

●職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	45.8歳	350,200円	435,800円
技能労務職	55.8歳	352,100円	367,100円

※「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における職員の基本給の平均です。「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、通勤手当などの諸手当の額を合計したものです。

●職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		牛久市 初任給	国 初任給
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	—
	中学卒	—	—

●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		経験年数 10～15年未満	経験年数 15～20年未満	経験年数 20～25年未満	経験年数 25～30年未満
一般行政職	大学卒	272,300円	310,600円	347,800円	389,400円
	高校卒	249,000円	284,100円	321,700円	346,900円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	337,000円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

●職員の年齢別年間給料、給与(管理職)

区 分	平均 年齢	平均 給料年額	平均 手当年額	平均 給与年額
部長職	54.6歳	5,132,390円	4,002,627円	9,135,016円
課長職	53.2歳	4,805,164円	3,346,007円	8,151,171円
課長補佐職	50.1歳	4,686,294円	2,704,587円	7,390,880円

※管理職の平均手当年額には、管理職手当、扶養手当、通勤手当、期末勤勉手当、地域手当、特殊勤務手当、住居手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当が含まれます。

※平成22年4月から平成23年3月までの給与支給実績の平均です。

※年齢は、平成23年4月1日現在のものです。

●職員の年齢別給料、手当、給与年額(一般行政職員)

平均 年齢	平均給料年額	平均手当年額	平均給与年額
25歳	2,127,600円	813,171円	2,940,771円
27歳	2,234,000円	1,463,699円	3,697,699円
28歳	2,410,800円	1,368,857円	3,779,657円
29歳	2,433,200円	1,407,962円	3,841,162円
30歳	2,751,900円	1,434,756円	4,186,656円
31歳	2,895,000円	1,482,780円	4,377,780円
32歳	2,926,680円	1,690,373円	4,617,053円
33歳	2,999,550円	1,761,349円	4,760,899円
34歳	3,060,475円	1,770,713円	4,831,188円
35歳	3,179,494円	1,917,097円	5,096,591円
36歳	3,232,160円	1,774,763円	5,006,923円
37歳	3,327,100円	2,059,144円	5,386,244円
38歳	3,435,601円	2,059,447円	5,495,048円
39歳	3,755,667円	2,038,902円	5,794,569円
40歳	3,555,444円	2,019,522円	5,574,966円
41歳	3,850,159円	2,103,035円	5,953,194円
42歳	3,868,414円	1,989,161円	5,857,575円
43歳	3,980,852円	2,394,047円	6,374,899円
44歳	4,038,835円	2,193,938円	6,232,773円
45歳	4,117,623円	2,078,956円	6,196,579円
46歳	4,309,804円	2,502,717円	6,812,521円
47歳	4,120,682円	2,017,324円	6,138,006円
48歳	4,534,702円	1,987,516円	6,522,218円
49歳	4,491,975円	2,187,713円	6,679,688円
50歳	4,697,616円	1,965,831円	6,663,447円
51歳	4,524,036円	1,995,324円	6,519,360円
52歳	4,766,370円	1,978,426円	6,744,796円
53歳	4,818,560円	2,037,098円	6,855,658円
54歳	4,871,933円	2,088,996円	6,960,929円
55歳	4,955,252円	1,960,755円	6,916,007円
56歳	5,001,356円	2,059,431円	7,060,787円
57歳	4,979,901円	1,940,316円	6,920,217円
58歳	5,077,284円	1,939,188円	7,016,472円
59歳	5,090,844円	2,097,579円	7,188,423円
60歳	4,887,452円	2,652,695円	7,540,147円

※一般行政職員の平均手当年額には、扶養手当、通勤手当、期末勤勉手当、地域手当、特殊勤務手当、住居手当、宿日直手当、時間外勤務手当が含まれます。

※平成22年4月から平成23年3月までの給与支給実績の平均です。

※年齢は、平成23年4月1日現在のものです。

●職員の年齢別年間給料、給与(技能労務職員)

平均年齢	平均給料年額	平均手当年額	平均給与年額
54歳以下	4,036,787円	2,107,258円	6,144,045円
55～58歳	4,277,780円	1,508,617円	5,786,397円
59歳	4,334,698円	1,473,825円	5,808,523円
60歳	4,565,610円	1,711,188円	6,276,798円

※技能労務職員の平均手当年額には、扶養手当、通勤手当、期末勤勉手当、地域手当、特殊勤務手当、住居手当、時間外勤務手当が含まれます。

※平成22年4月から平成23年3月までの給与支給実績の平均です。

※平均年齢は、平成23年4月1日現在のものです。

職員の手当の状況

●期末手当・勤勉手当(平成23年4月1日現在)

	牛久市			国		
	1人当たり平均支給額(22年度) 154万9千円			—		
	(22年度支給割合)			(22年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
6月期	1.25	0.7	月分	1.25	0.7	月分
12月期	1.35	0.65	月分	1.35	0.65	月分
合計	2.60	1.35	月分	2.60	1.35	月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～15%			職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		

※勤勉手当は、平成18年度から勤務評定に基づく勤務成績に応じて支給しています。

●退職手当(平成23年4月1日現在)

	牛久市(退職手当事務組合による)		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
(支給率)				
勤続20年	23.50	30.55	23.50	30.55
勤続25年	33.50	41.34	33.50	41.34
勤続35年	47.50	59.28	47.50	59.28
最高限度額	59.28	59.28	59.28	59.28
加算措置の状況	定年前早期退職特例措置 2～20%加算		定年前早期退職特例措置 2～20%加算	
1人当たりの平均支給額	1人当たり平均支給額(22年度)17,793千円			

※退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

●特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	192,000円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	2,341円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	21.2%		
手当の種類(手当数)	下記の3手当のみ支給		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症消毒作業手当	感染症感染の危険がある作業に従事した職員	感染症の病原体に汚染された場所や物件の消毒や動物などの駆除	1日につき 2,000円
行旅死亡人又は変死人処理作業手当	行旅死亡人または変死人処理作業に従事した職員	死体処理	1回につき 3,000円
災害出動手当	荒天、水害などの災害現場に出動し業務に従事した職員	台風災害現場出動	1日につき 2,000円

●時間外勤務手当

区分	平成21年度	平成22年度
支給実績	5,290万1,000円	5,752万8,000円
支給職員1人当たり平均支給年額	18万5,000円	22万8,000円

※10ページへ続く。

●その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、その他6,500円、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	国と同一		5,291万9千円	248,445円
地域手当	5級地(段階的に引き上げを実施し、平成22年度に地域手当率6%(制度完成)となっています。)	国と異なる		6,075万7千円	203,197円
		支給率は国の制度上と同一ですが、手当額の計算方法が異なります。当市では、給料表上の額に地域手当率(平成22年度は6%)を掛け合わせたものと現給保障額を比べ、現給保障額を超えた差額分のみを支給しています。(市独自)			
住居手当	・家賃12,000円を超える借家の場合、家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	国と同一		1,305万5千円	277,755円
通勤手当	・乗用車などを利用する場合…距離に応じて2,000円～24,500円支給 ・電車、バスを利用する場合…6カ月定期を基本として、1カ月当たり55,000円まで支給	国と異なる	乗用車などの交通用具使用者について、平成23年4月から距離に応じて100円から14,100円の加算。	1,790万8千円	59,892円
管理職手当	・部長…10万円 ・次長…8万円 ・課長…7万円 ・参事兼課長補佐、参事兼園長…5万円 ・課長補佐、園長…4万円 ・理事…2万円 ・参事…1万円	国と異なる	定額制を取っているところは国と同一だが、支給額が国と異なる。	7,637万円	669,912円
単身赴任手当	勤務地により単身赴任する職員に月額23,000円支給	国と同一		—	—

特別職の報酬等の状況

●特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区分	給料月額等		給料月額等							
給料	市長	880,000円	期末手当	市長	6月期	1.45	月分			
	副市長	680,000円		副市長	12月期	1.50	月分			
	教育長	640,000円		教育長	合計	2.95	月分			
報酬	議長	450,000円	議長	6月期	1.45	月分				
	副議長	410,000円	副議長	12月期	1.50	月分				
	議員	390,000円	議員	合計	2.95	月分				
退職手当	市長		退職手当	(算定方式)	1年	2年	3年	4年	支給時期	
	副市長			市長	月数	5.5	11.0	16.5	22.0	退職時
	教育長			副市長	月数	3.1	6.2	9.3	12.4	退職時
				教育長	月数	2.4	4.8	7.2	9.6	退職時

公平委員会業務状況

●勤務条件に関する措置の要求状況(平成22年度) 要求なし

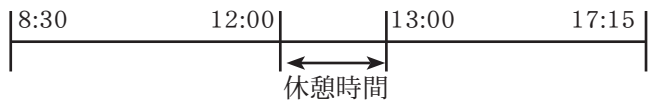
●不利益処分に関する不服申立ての状況(平成22年度) 申立てなし

職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

●勤務時間

- ・午前8時30分から午後5時15分まで(7時間45分勤務)
- ・休憩時間…正午から午後1時まで(1時間)

※保育園職員などは早番、遅番の制度があり、午前7時から午後7時の間で7時間45分勤務になるよう割り振り変更しています。



●年次有給休暇

- ・毎年1月から12月の1年間当たり20日を超えない範囲内
- ・前年の繰り越しは20日の範囲内で残日数
- ・休暇単位は1日または半日。1時間単位でも取得できます。

	平均取得日数	
	平成21年	平成22年
年次有給休暇	12.1日	11.5日

※平成23年度勤務条件調査より。

●療養休暇

職員が負傷または疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇。任命権者の承認を受けなければなりません。

- ・公務上による傷病の場合…その療養に必要と認める期間
- ・私傷病による場合…90日の範囲内(平成18年7月1日から)

	取得者数	
	平成21年度	平成22年度
療養休暇	15人	15人

●特別休暇

選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故などの事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇。任命権者の承認を受けなければなりません。

※牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則、別表第2の33項目による。

●介護休暇(無給)

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫および兄弟姉妹を介護する場合の休暇。任命権者の承認を受けなければなりません。

- ・2週間～6カ月の間で請求できます。

	取得者数	
	平成21年度	平成22年度
介護休暇	2人	0人

●組合休暇(無給)

職員が職員団体の規約に定める機関の構成員として当該団体または上部団体の業務に従事する場合。任命権者の承認を受けなければなりません。

- ・1日または1時間単位で請求できます。

	取得者数	
	平成21年度	平成22年度
組合休暇	1人	0人

●育児休業承認状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。

○平成21・22年度の新規承認者

年度	区分	育児休業取得者数	育児休業承認期間			
			9月超え 1年以下	1年超え 1年3月以下	1年3月超え 1年9月以下	1年9月超え 3年以下
平成21年度	一般部門	6人	5人	0人	0人	1人
	教育部門	2人	2人	0人	0人	0人
	合計	8人	7人(87.5%)	0人	0人	1人(12.5%)
平成22年度	一般部門	1人	0人	0人	1人	0人
	教育部門	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	1人	0人	0人	1人(100%)	0人

職員の分限処分および懲戒処分の状況

●分限処分・懲戒処分の状況(平成22年度)

・分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、本人の意に反して不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。

分限免職	1人	分限休職	6人
------	----	------	----

・懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、公務における規律と秩序を維持することを目的に行う不利益処分をいいます。

減給処分	2人	戒告処分	3人
------	----	------	----

問い合わせ 市総務課 ☎内線1011